

証券コード 6085
2023年6月6日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内三丁目4番2号
アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社
代表取締役社長 丸 山 雄 平

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、「IR」、「IRライブラリ」、「株主総会関連資料」の順に選択して、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト (<https://corporate.asj-net.com/>)

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R情報」の順に選択して、ご確認くださいませ。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月27日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目1番3号
日本生命丸の内ガーデンタワー3階 AP東京丸の内
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」
をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)

3. 目的事項 報告事項

1. 第16期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第16期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- ◎ 議決権行使書に賛否の意思表示がない場合の取扱い
各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による行動制限の緩和により、社会経済活動の正常化が進展し、景気は緩やかに持ち直しの動きで推移いたしました。しかしながら、世界的に金融引締め等が続く中、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇や金融資本市場の変動等を注視する状況が続いております。

住宅業界におきましては、新設住宅着工戸数は、底堅い状況で推移いたしました。持家の着工については、前年同期比11.8%の減少となり、弱含みの状況で推移いたしました。

このような状況のもと、当連結会計年度におきましては、積極的な経費削減の一環として、建築家展等のイベント開催で使用しておりました常設展示場ASJ YOKOHAMA CELL及びASJ YOKOHAMA Satelliteを、2022年7月末日に閉鎖いたしました。また、ASJ UMEDA CELL（住所：大阪市北区）については、規模を縮小し、2023年3月に再オープンいたしました。さらに、将来の建設計画を有するASJアカデミー会員の獲得は当社の重要課題であるため、総合住宅展示場ハウスクエア横浜（住所：横浜市都筑区）にASJ Yokohama Satelliteと、湘南地区にASJ Shonan Satellite（住所：鎌倉市稲村ガ崎）をそれぞれ新たに開設いたしました。また、新たな試みとして、2022年4月27日付で、全国の建設会社・不動産会社に情報提供サービスを行う子会社CONSTRUCTION NETWORK株式会社を設立いたしました。

スタジオネットワークビジネスにおいては、当社オリジナルのサービスであるプランニングコース（建築家が直接住宅のデザインや建設コストを提供する有料のサービス）のメリットの再構築や利用方法の再検討、さらには、全国一斉リフォーム展など新築以外にも建築家による魅力あるイベント開催の提案等を行ってまいりましたが、会員数の大幅な増加には結びつかず、また加盟スタジオにおいても建設資材等の高騰の影響を受け、見積調整に時間がかかるなど、工事請負契約及び建築設計・監理業務委託契約の件数はともに、大きく低迷いたしました。

首都圏の富裕層を中心に営業展開を図っているプロデュースビジネスにおいては、住宅以外に別荘やリゾート案件、収益物件などの案件受注が建設資材の高騰などにより見積調整に時間がかかっていることと、一部では建設計画の延期や中止、規模縮小などが発生しました。また、大型常設展示場を閉鎖し、イベント・セミナー、住宅情報誌など積極的に展開することを目的とした地域密着型の小型展示場を開設いたしました。しかし、イベント来場で

の会員獲得は想定より多かったものの、全体の会員獲得数並びにプランニングコースへの件数が大幅に伸び悩み、結果として工事請負契約及び建築設計・監理業務委託契約の件数も大きく低迷することとなりました。

PROTO BANKビジネスにおいては、全国の工務店に建築家住宅という競争優位性のある商材提供サービスの提案に努めました。加盟件数の増加には至らず、計画を大きく下回りました。

さらに、A S J建築家ネットワークの登録建築家による投資計画、リゾート計画等への亜臨界水処理技術(*)を利用したごみ処理施設等の導入に伴う顧客紹介業務委託契約の獲得に注力いたしましたが、予定を大きく下回りました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は553,857千円(前連結会計年度比24.9%減)となりました。

損益面においては、売上高が大きく下振れしたため、営業損失は349,019千円(前連結会計年度営業損失260,867千円)となりました。また、リース資産を取得したことにより支払利息が増加したため営業外費用が4,536千円となり、経常損失は352,782千円(前連結会計年度経常損失318,614千円)となりました。当社事業に必要なソフトウェアの開発に伴うソフトウェア仮勘定22,800千円、及び新設展示場の設備等21,755千円について「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき回収可能性を検討し、将来の収益見込み等を勘案した結果、当社の固定資産簿価の全額の44,555千円を減損処理いたしました。また展示場の解約又は一部解約に伴う原状回復費用26,485千円を計上いたしました。以上により特別損失が71,040千円となりました。

その結果、親会社株主に帰属する当期純損失は427,767千円(前連結会計年度親会社株主に帰属する当期純損失348,701千円)となりました。

(*) 亜臨界水処理技術とは、高温・高圧領域で高速加水分解反応により有機廃棄物を効率的に分解することで、肥料等に資源利用する技術のこと。

(2) 資金調達の様況

該当事項はありません。

(3) 設備投資の様況

当連結会計年度において、43,823千円の設備投資を実施いたしました。その主な内容は、建築家情報空間 Yokohama Satellite、Shonan Satelliteの新設及びASJ UMEDA CELLの改装に伴う設備投資、社内業務効率化のためのシステム開発並びにA S J 建築家ネットワーク事業における加盟店運營業務効率化のためのソフトウェアの開発を目的とした情報システム構築等であります。

(4) 財産及び損益の様況

① 企業集団の財産及び損益の様況

区 分	第13期 2020年3月期	第14期 2021年3月期	第15期 2022年3月期	第16期 2023年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	—	—	737,219	553,857
経 常 損 失 (△) (千円)	—	—	△318,614	△352,782
親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	—	—	△348,701	△427,767
1株当たり当期純損失(△) (円)	—	—	△166.50	△174.50
総 資 産 (千円)	—	—	1,242,079	720,036
純 資 産 (千円)	—	—	586,864	159,097
1株当たり純資産額 (円)	—	—	239.40	64.90

(注) 1. 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 第15期より連結計算書類を作成しておりますので、第14期以前の各数値は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第13期 2020年3月期	第14期 2021年3月期	第15期 2022年3月期	第16期 2023年3月期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	890,190	675,232	732,535	538,390
経常損失 (△) (千円)	△452,364	△248,762	△314,723	△324,506
当期純損失 (△) (千円)	△524,253	△272,956	△344,750	△399,247
1株当たり当期純損失(△) (円)	△322.87	△164.44	△164.61	△162.86
総 資 産 (千円)	631,692	584,382	1,213,252	662,657
純 資 産 (千円)	360,505	186,517	590,816	191,568
1株当たり純資産額 (円)	221.06	107.25	241.01	78.15

(注) 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(5) 対処すべき課題

次期におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が残るものの、経済社会活動が正常化に向かうことが期待されています。しかしながら、ウッドショック（住宅木材の需要増加による供給不足や価格高騰）から始まった建設資材の高騰について、木材価格は落ち着きをみせているものの、全般的には引き続き収まる気配はなく、先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

このような状況において、当社グループは以下の諸施策を実行することにより、ASJ建築家ネットワーク事業の優位性を訴求し、企業価値の向上に努めてまいり所存であります。

スタジオネットワークビジネスにおいては、加盟スタジオ数については、従来の営業手法とともに、新たに外部の住宅関連会社との業務提携によりその増加を図ってまいります。また、建築家展等のイベント開催について、これまでのスタジオ主催に加え、全国一斉リフォーム展など登録建築家を起用したイベント開催を計画、セミナーなども併用してアカデミー会員数を増加することにより、将来の設計契約、請負契約から得るロイヤリティの確保を図ってまいります。

プロデュースビジネスにおいては、首都圏の富裕層を中心とした展開に加え、リモートワーク普及による在宅時間の長期化で郊外への戸建て住宅ニーズが高まっていることから、首都圏近郊におけるこれらの層を取込む拠点として地域密着によるサテライトを横浜、湘南エリアで展開、その地域で移住、セカンドハウスを計画し土地を探している顧客の開拓を地元不動産会社と連携し、一層の営業展開を図ってまいります。

マーケットへの浸透に時間がかかっているPROTO BANKビジネスにおいては、販売力のある住宅販売会社や住宅設備・資材等を取り扱う住宅関連会社との業務提携などを行うことで、当社以外のルートでの展開並びに商材提供サービスの提案によりPROTO BANKビジネスの拡大を図ってまいります。

また、ASJ建築家ネットワーク事業で培ってきたマーケティングのノウハウを環境負荷の軽減に資する亜臨界水処理技術を応用した有機物高度利用システム装置の導入提案を通じて環境など新規市場への展開を図ってまいります。

以上に加え、引き続き販売費及び一般管理費のすべての費用項目について、管理可能経費の一層の削減に努めてまいります。また、ASJ建築家ネットワーク事業にシナジーや関心を有する企業との資本・業務提携を模索することにより、財務体質の改善と安定的な財務基盤の確立を図るべく努めてまいり所存であります。

当社グループの使命は、ASJ建築家ネットワーク事業における加盟建設会社・パートナー企業において確実な収益メカニズムとして確立されること、また登録建築家にとっては参画することの価値が高まることとあります。ASJ建築家ネットワーク事業は「建築家との家づくり」を訴求ポイントとし、住宅・リフォーム・商業施設等の建設計画がある顧客に、建築家を活用した建物づくりの選択肢を提供するものであります。当社は、「建設計画のある方が、最寄りのASJのスタジオを利用するのは当たり前」となることを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、当社と連結子会社2社 (TEMPO NETWORK株式会社、CONSTRUCTION NETWORK株式会社) で構成されており、全国の建築家を登録・ネットワーク化するとともに、建設会社をフランチャイズ化して、登録建築家と加盟建設会社及びパートナー建設会社とを結びつけ、両者の協力のもとでプラットフォーム (ビジネスの基盤となる環境) を構築し、顧客が望む住宅・商業施設等の建設を行うシステムの運営事業をA S J建築家ネットワーク事業として展開しております。

主な事業の内訳は、次のとおりであります。

主な事業・サービス
加盟建設会社、パートナー建設会社及び登録建築家からのロイヤリティ、住宅イベント企画及び販促物等の販売、建材販売、その他

(7) 主要な営業所 (2023年3月31日現在)

当 社	本 店	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号
	支 店	大阪支店 (大阪市北区)
	展 示 場	東京展示場 (東京都千代田区) 梅田展示場 (大阪市北区) 横浜サテライト (横浜市都筑区) 湘南サテライト (神奈川県鎌倉市)
TEMPO NETWORK 株式会社	本 店	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号
CONSTRUCTION NETWORK株式会社	本 店	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号

(8) 従業員の状況（2023年3月31日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
47名	2名減

(注) 上記従業員数には、臨時雇用者等は含んでおりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
47名	2名減	50.8歳	10.5年

(注) 上記従業員数には、臨時雇用者等は含んでおりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
TEMPO NETWORK株式会社	10,000千円	100%	フランチャイズチェーンシステムによる不動産店の経営及び経営指導
CONSTRUCTION NETWORK株式会社	10,000千円	100%	建設会社・不動産店に対する情報提供サービス

(10) 主要な借入先及び借入額（2023年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社きらぼし銀行	250,000千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年2月17日付で、原告である合同会社トレースより損害賠償請求訴訟の提起を受けております。原告は、当社の加盟スタジオであったATインターナショナル株式会社（2021年2月11日破産手続き廃止の決定確定、以下「ATI社」といいます。）に入会した顧客が代表社員を務める法人であります。原告は、ATI社と関係のある施工会社との間で建設工事請負契約を締結したのち、解除に至りました。当該訴訟は、原告が当該契約解除に至った原因が当社にもあるとして、当社にその損害賠償責任を求めるものであり、大阪地方裁判所に係属中であります。

2. 株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 4,800,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 2,455,399株 |
| (3) 株主数 | 479名 |
| (4) 上位10名の株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
Apaman Network株式会社	712,249株	29.1%
丸山 雄平	373,600株	15.2%
木下 昭彦	357,100株	14.6%
中谷 宅雄	148,300株	6.0%
S C S V 1 号投資事業有限責任組合	108,400株	4.4%
株式会社ケイアイホールディングス	94,900株	3.9%
株式会社ピュア・クリエイト	78,500株	3.2%
溝江 弘	53,700株	2.2%
野村証券株式会社	50,100株	2.0%
溝江 将光	42,900株	1.8%

(注)持株比率は、自己株式(3,975株)を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	丸 山 雄 平	TEMPO NETWORK株式会社 代表取締役 アリンインターナショナル株式会社 取締役
取 締 役	山 口 裕 司	管理本部長兼管理部長
取 締 役	石 塚 亮 平	麻布総合会計事務所 代表 麻布総合コンサルティング株式会社 代表取締役
取 締 役	山 並 憲 司	株式会社Smart Opinion 代表取締役 プロディジーマディカル株式会社 代表取締役 Caparoom Inc. Chief Executive Officer Blue Paradigm Inc. Chief Executive Officer 株式会社プレイド 監査役 ファウンダーズネクスト株式会社 取締役 beepnow systems株式会社 社外取締役 アリンインターナショナル株式会社 取締役
取 締 役	新 城 正 明	wepark株式会社 代表取締役 Apaman Energy株式会社 代表取締役 株式会社アメニティーハウス 代表取締役 株式会社アパマンショップサブリース 代表取締役 スミタスパートナー株式会社 代表取締役 株式会社ジェイケイホーム 代表取締役 株式会社エリアプランニング 代表取締役 東京ビッグハウスコミュニティ株式会社 代表取締役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役	黒 木 博 之	株式会社ケイアイホールディングス 代表取締役 株式会社ケイアイリンク 取締役 株式会社賃貸管理ビジネスネットワーク 取締役 Seltech株式会社 取締役 株式会社全管協サービス 取締役
常 勤 監 査 役	和 泉 利 治	—
監 査 役	山 下 和 広	監査法人フィールズ 代表社員 税理士法人フィールズ 代表社員
監 査 役	志 村 誠 一 郎	株式会社nobilis 代表取締役 きらぼしキャピタル株式会社 顧問

- (注) 1. 石塚亮平氏、山並憲司氏、新城正明氏及び黒木博之氏は、社外取締役であります。
2. 和泉利治氏、山下和広氏及び志村誠一郎氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役石塚亮平氏及び常勤監査役和泉利治氏を、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 重要な兼職の異動の状況について
- (1) 代表取締役社長丸山雄平氏は、2023年4月1日付でCONSTRUCTION NETWORK株式会社 代表取締役に就任いたしました。
- (2) 取締役山並憲司氏は、2023年2月27日付でAppGrooves Corporation Board of Directorを退任いたしました。
- (3) 取締役新城正明氏は、2023年4月1日付でスマタパートナー株式会社 代表取締役を退任いたしました。
- (4) 監査役志村誠一郎氏は、2022年6月23日付で株式会社nobilis 代表取締役に就任いたしました。
5. 常勤監査役和泉利治氏は、企業金融分野における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役山下和広氏は、公認会計士・税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役志村誠一郎氏は、企業経営における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度中の取締役の異動
就任

2022年6月28日開催の第15期定時株主総会において、新城正明氏及び黒木博之氏は取締役
役に選任され、それぞれ就任いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役石塚亮平氏、山並憲司氏、新城正明氏及び黒木博之氏、社外監査役和
泉利治氏、山下和広氏及び志村誠一郎氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、
善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度
として責任を負担する旨の契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、2015年10月8日以降の取締役及び監査役、並びに子会社の取締役を被保険者とし
て、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。保険料
は全額会社が負担しております。故意又は重過失等に起因する損害賠償請求については、上
記保険契約により補填されません。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	26,640 (4,320)	26,640 (4,320)	— (—)	6名 (4名)
監査役 (うち社外監査役)	12,960 (12,960)	12,960 (12,960)	—	3名 (3名)

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬等の額は、2008年6月23日開催の第1期定時株主総会において年額100,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名であります。

また、金銭報酬枠とは別枠で2017年6月28日開催の第10期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬額を年額30,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役1名）であります。

当社監査役の報酬の額は、2011年6月27日開催の第4期定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(ア) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主との価値共有を進めることを勘案した報酬体系を構築すべく、2021年2月12日開催の取締役会において、当社の決定方針を決議いたしました。

(イ) 決定方針の内容の概要

当社の取締役の個人別の報酬（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。以下同じ。）の決定に関しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。

基本報酬については、月額固定報酬とし、役位、職責等に応じて総合的に勘案して決定しております。また、非金銭報酬等については、譲渡制限付株式とし、株主総会決議に基づき原則として2事業年度ごとに役位、職責等に応じて決定し、一定の時期に支給しております。

取締役の個人別の報酬等の額に対する種類別の報酬割合については、金銭報酬の額のウエイトが非金銭報酬等の額より高まる構成としております。

なお、非金銭報酬等については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての機能を果たさないと当社取締役会において判断した場合その他諸般の事情を考慮して、支給しないことがあります。

(ウ) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度における取締役の個人別の基本報酬の内容の決定については、2021年6月25日及び2022年6月28日開催の取締役会において、独立社外取締役の出席のもと、代表取締役社長に一任する決議を行っております。代表取締役社長丸山雄平は、当該一任決議に基づき、役位、職責等に応じて総合的に勘案し各取締役の金銭報酬の額を決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績及び業務執行等を俯瞰しつつ各取締役の職責等の評価を行うには、代表取締役社長が最も適切かつ適任であると判断したものであります。

なお、非金銭報酬等の内容の決定については、取締役会において社外取締役を除く取締役の個人別の非金銭報酬等の額を決定しております。

⑤ 監査役の個人別の報酬の額の決定方針に関する事項

当社の監査役の個人別の報酬額は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から月額固定報酬とし、監査役の協議により決定しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先である法人等と当社との関係
社 外 取 締 役	石 塚 亮 平	麻布総合会計事務所及び麻布総合コンサルティング株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。
社 外 取 締 役	山 並 憲 司	株式会社Smart Opinion、プロディジメディカル株式会社、Caparoom Inc.、Blue Paradigm Inc.、株式会社プレイド、ファウンダーズネクスト株式会社及びbeepnow systems株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。当社とアリンインターナショナル株式会社は営業上の取引関係があります。
社 外 取 締 役	新 城 正 明	wepark株式会社、Apaman Energy株式会社、株式会社アメンティーマンション、株式会社アパマンショップサブリース、スマタスパートナー株式会社、株式会社ジェイケイホーム、株式会社エリアプランニング及び東京ビッグハウスコミュニティ株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。
社 外 取 締 役	黒 木 博 之	株式会社ケイアイホールディングス、株式会社ケイアイリンク、株式会社賃貸管理ビジネスネットワーク、Seltech株式会社及び株式会社全管協サービスと当社との間には、特別の関係はありません。
社 外 監 査 役	山 下 和 広	監査法人フィールズ及び税理士法人フィールズと当社との間には、特別の関係はありません。
社 外 監 査 役	志 村 誠 一 郎	株式会社nobilis及びきらぼしキャピタル株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	石塚亮平	当事業年度開催の取締役会18回のうちすべてに出席し、公認会計士・税理士としての専門的知見と豊富な経験をもとに、議案審議等に有用な発言を積極的に行っております。また、社外取締役として、経営の監督とチェック機能の観点から、業務執行取締役に対する質疑や必要な提言を適宜行うなど、適切に職務を果たしております。
社外取締役	山並憲司	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に出席し、企業経営における豊富な経験と高い見識をもとに、議案審議等に有用な発言を積極的に行っております。また、社外取締役として、経営の監督とチェック機能の観点から、業務執行取締役に対する質疑や必要な提言を適宜行うなど、適切に職務を果たしております。
社外取締役	新城正明	2022年6月28日就任以降、当事業年度開催の取締役会11回のうちすべてに出席し、企業経営における豊富な経験をもとに、議案審議等に有用な発言を積極的に行っております。また、社外取締役として、経営の監督とチェック機能の観点から、業務執行取締役に対する質疑や必要な提言を適宜行うなど、適切に職務を果たしております。
社外取締役	黒木博之	2022年6月28日就任以降、当事業年度開催の取締役会11回のうち6回に出席し、企業経営における豊富な経験をもとに、議案審議等に有用な発言を積極的に行っております。また、社外取締役として、経営の監督とチェック機能の観点から、業務執行取締役に対する質疑や必要な提言を適宜行うなど、適切に職務を果たしております。

区 分	氏 名	主な活動状況及び社外役員に 期待される役割に関して行った職務の概要
常勤社外監査役	和 泉 利 治	当事業年度開催の取締役会18回及び監査役会13回のうち、いずれもすべてに出席し、企業金融分野における豊富な経験と幅広い知識等をもとに、適宜発言を行っております。また、社外監査役として、監査体制の強化や経営の監視機能の観点から、必要な助言・提言を行うなど職務を適切に果たしております。
社 外 監 査 役	山 下 和 広	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に出席し、また監査役会13回のうちすべてに出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地と幅広い知識・経験等をもとに、適宜発言を行っております。また、社外監査役として、監査体制の強化や経営の監視機能の観点から、必要な助言・提言を行うなど職務を適切に果たしております。
社 外 監 査 役	志 村 誠一郎	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に出席し、また監査役会13回のうち12回に出席し、企業経営における豊富な経験と高い見識をもとに、適宜発言を行っております。また、社外監査役として、監査体制の強化や経営の監視機能の観点から、必要な助言・提言を行うなど職務を適切に果たしております。

(7) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

桜橋監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	金 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬額等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人桜橋監査法人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として責任を負担する旨の契約を締結しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促します。
- ② 取締役は、誠実かつ公正に職務を執行し、透明性の高い経営体制の構築を図ります。
- ③ 定例取締役会を原則として毎月1回開催し、経営事項の審議及び決議を行うとともに、各取締役の職務の執行を監督します。
- ④ 取締役及び従業員が遵守すべき取締役会規程をはじめとする諸規程等を定め、法令等への適合体制を確立します。
- ⑤ コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンスに反する事態に備えるとともに、コンプライアンス規程等に準拠した意識・行動の向上を図ります。
- ⑥ 内部通報制度運用規程に基づき、コンプライアンスに関する相談及び不正行為の早期発見等に関して、内部通報の仕組みを適切に構築します。
- ⑦ 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、適切な財務報告に係る内部統制システムの整備を行います。
- ⑧ 内部監査部門として内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき監査を実施します。
- ⑨ 反社会的勢力には組織的に毅然とした姿勢で対処し、一切の関係を遮断します。反社会的勢力による不当要求等に対しては、必要に応じて警察等の関係機関や顧問弁護士との情報交換及び連携を図ります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会や取締役会等の議事録、計算書類、その他重要情報については、法令、定款及び社内規程等に基づき適切な保存・管理を行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上の重要事項に係るリスクについては、取締役会、リスク管理委員会等において迅速かつ十分な審議を行い、社内規程等に基づき適切な管理を行います。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会規程、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等により、各部門の権限と責任を明確にし、職務執行の効率化を図るとともに、職務が適正に執行される体制を整備します。
- ② 取締役及び部門長等からなる執行部会議を設置し、職務の重要事項について審議を行い、経営計画の達成及び会社業務の円滑な運営を図ります。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社については、関係会社管理規程に基づき、管理部門の担当取締役所管のもと、子会社の業務執行状況等の管理・監督を行い、重要事項については当社取締役会付議を行っております。
- ② 子会社の職務権限等基本規程に基づき、職務権限等を明確にするとともに、子会社特有の事項を除き当社規程を準用しております。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役が補助使用人を求めた場合は、監査役と協議のうえ、監査役の職務補助のための使用人を置きます。
- ② 補助使用人が監査役の職務補助を行うにあたっての指揮権は、監査役に委嘱されたものとして取締役の指揮・命令を受けません。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 取締役及び従業員は、法令に違反する事実、あるいは会社に著しい損害を与える事実並びに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、速やかに監査役に報告を行います。
- ② 取締役及び従業員は、監査役から職務の執行状況について報告を求められたときは、迅速な対応を行います。
- ③ 内部監査部門は、監査役に対し、内部監査計画及び結果等を随時報告します。
- ④ 監査役への報告を行った取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、定期的に監査役会を開催し監査役相互の情報・意見交換を行うとともに、必要に応じて随時協議を行います。
- ② 取締役及び部門長は、取締役会、執行部会議等の重要会議の開催にあたり、監査役が出席する機会を設けます。
- ③ 監査役は、代表取締役社長、内部監査部門及び監査法人与会合の場を持ち、意見交換を行います。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行について

当事業年度において、定例取締役会を12回、臨時取締役会を6回開催し、経営事項の審議及び決議を行っております。また、常勤役員による経営会議を毎月開催し、経営全般における重要事項について多面的な審議を行うとともに、経営管理機能をより充実させるため、取締役・部門長等からなる執行部会議を定期的に開催し、職務の重要事項について情報の集約と審議を行っております。

(2) 監査役の職務執行について

当事業年度において、監査役会を13回開催し、監査役相互の情報・意見交換及び協議を行っております。また、監査役は、取締役会、その他重要な会議へ出席するとともに、内部監査室及び会計監査人とも相互連携を行い、監査職務の実効性向上を図っております。

(3) 当社子会社における業務の適正の確保について

子会社の業務執行等における重要事項については、その決定前に当社取締役会での審議及び承認を行うとともに、経営成績や営業活動の主な事項については、当社取締役会での報告事項とする等、業務執行状況等についての管理・監督を行っております。

(4) コンプライアンス体制について

コンプライアンス推進委員会を定期的に開催し、法令・定款の遵守や職務執行におけるリスク管理等について報告・審議を行うとともに、コンプライアンスの意識・行動の向上に努めております。

(5) 内部監査及び財務報告に係る内部統制システムについて

内部監査室は、社内規程等に基づく職務執行状況について監査を行っております。また、財務報告に係る内部統制システムの整備・運用状況についてモニタリングを行い、有効性の評価を実施しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	488,706	流 動 負 債	246,895
現金及び預金	313,044	買掛金	8,418
売掛金	106,808	1年内返済予定の長期借入金	2,383
前払費用	14,365	未払金	151,963
従業員に対する短期貸付金	1,547	未払費用	28,284
立替金	16,281	未払法人税等	7,613
未収入金	47,010	契約負債	5,203
その他の	28,622	リース債務	23,854
貸倒引当金	△38,973	預り金	17,888
固 定 資 産	231,330	賞与引当金	1,286
無形固定資産	124,026	固 定 負 債	314,043
ソフトウェア	2,393	長期借入金	247,617
のれん	45,021	リース債務	66,426
リース資産	76,611	負 債 合 計	560,939
投資その他の資産	107,303	(純資産の部)	
関係会社株式	10,000	株 主 資 本	159,097
従業員に対する長期貸付金	3,105	資本	740,753
長期前払費用	15,199	資本剰余金	988,604
差入保証金	78,998	利益剰余金	△1,569,985
破産更生債権等	25,783	自己株式	△274
貸倒引当金	△25,783	純 資 産 合 計	159,097
資 産 合 計	720,036	負 債 純 資 産 合 計	720,036

連 結 損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		553,857
売 上 原 価		86,296
売 上 総 利 益		467,561
販売費及び一般管理費		816,581
営 業 損 失		349,019
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	76	
そ の 他	697	773
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,536	4,536
経 常 損 失		352,782
特 別 損 失		
減 損 損 失	44,555	
原 状 回 復 費 用	26,485	71,040
税金等調整前当期純損失		423,822
法人税、住民税及び事業税	3,944	3,944
当 期 純 損 失		427,767
親会社株主に帰属する当期純損失		427,767

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純 資 産 合 計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	740,753	988,604	△1,142,217	△274	586,864	586,864
当 期 変 動 額						
親会社株主に 帰属する当期純損失			△427,767		△427,767	△427,767
当期変動額合計	—	—	△427,767	—	△427,767	△427,767
当 期 末 残 高	740,753	988,604	△1,569,985	△274	159,097	159,097

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、当連結会計年度においても、継続して重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローはマイナスとなりました。

このような状況により、当社グループは、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

当社グループは、以下の施策によって当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策を実行することにより、収益力の向上及び財務体質の改善に努めてまいっている所存であります。

(1) 収益構造の改善

① 建築家ネットワーク事業の収益力の向上

ネットワーク事業本部においては、従来の営業手法での加盟スタジオ数増加だけに依存するのではなく、外部の住宅関連会社との業務提携や、住宅建設以外での新たな建築工法を活用した建設を行う加盟スタジオの募集等により、スタジオ加盟数の増加並びに退会スタジオの抑制とネットワーク事業の活性化を図ってまいります。また、建築家展等のイベント開催について、これまでのスタジオ主催に加え、全国一斉リフォーム展など登録建築家を起用したイベント開催を計画、イベントだけではなくセミナーなども併用しアカデミー会員数の増加により、将来の設計契約、請負契約から得るロイヤリティの確保を図ってまいります。

プロデュース事業本部においては、これまでの富裕層を中心とした展開に加え、リモートワーク普及による在宅時間の長期化で郊外への戸建て住宅ニーズが高まっていることから、首都圏近郊におけるこれらの層を取込む拠点として地域密着によるサテライトを横浜、湘南エリアで展開し、その地域で移住やセカンドハウスを計画し土地を探している顧客の開拓を地元不動産会社と連携し、一層の営業展開を図ってまいります。イベント企画は従来の建築家展からリゾートライフのすすめ、建築家の自邸から学ぶ家づくりなどテーマやコンセプトを絞った内容と同時開催のセミナーにより需要の取込みに注力いたします。Webでは顧客に建築実例など前面にアピールすることで会員獲得を図ってまいります。

一方、新しい収益源としてのPROTO BANK事業は従来のプランニングコースに比べ、竣工後の完成図面を活用することで、顧客との設計・請負契約締結までの期間短縮化によるロイヤリティ収益早期計上を目指し展開しておりますが、マーケットへの浸透に時間がかかっており、販売力のある住宅販売会社や住宅設備機器、住宅資材等を取り扱う住宅関連会社との業務提携などを行うことで、当社以外のルートでの展開並びに商材提供サービスの提案によりPROTO BANKビジネスの拡大を図ってまいります。

② 新規市場の開拓

A S J 建築家ネットワーク事業で培ってきたマーケティングのノウハウを、環境負荷の軽減に資する有機物高度利用システム装置の導入提案を通じて環境などの新規市場へ本格的な展開を図ってまいります。

(2) 販売費及び一般管理費の削減

組織体制変更による営業人員の再配置並びにWebを活用した効率的な営業活動等により、販売促進費や旅費交通費等の営業関係諸経費の削減を図ります。また、展示場について撤退・移転等を検討しておりましたが、ASJ YOKOHAMA CELLは撤退を完了し、地元密着型の小規模なサテライトセルに施設を移転、またASJ UMEDA CELLについても縮小工事を完了、再オープンし、集客は減らさず経費削減を図ってまいります。その他一般管理費全般について管理可能経費の削減を通して固定費の削減に努めてまいります。

(3) 財務体質の改善

当社グループは、財務体質の改善と安定的な財務基盤の確立を図るため、当事業にシナジー等を有する企業との資本・業務提携を模索しており、前連結会計年度において株式会社きらぼし銀行から50,000千円の資金借入を行い、また、Apaman Network株式会社を割当先とする第三者割当増資により499,999千円の資金調達を行いました。これらにより資金の手元流動性の確保と財務体質の改善を図りました。今後においても、引き続き当社グループ事業にシナジーや関心を有する企業との資本・業務提携を模索し、その実現を図るべく努めてまいります。

今後も上記施策を推進し、収益力の向上と財務体質の改善に取り組みますが、これらの対応策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数…………… 2社

連結子会社の名称…………… TEMPO NETWORK株式会社、CONSTRUCTION NETWORK株式会社

当連結会計年度において、新たにCONSTRUCTION NETWORK株式会社を設立し、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結子会社及び関連会社

該当事項はありません。

② 持分法を適用しない関連会社の名称等

アリンインターナショナル株式会社、アリン・シーズ株式会社

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 ……定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	10年～18年							
建	物	附	属	設	備	5年～18年			
工	具	、	器	具	及	び	備	品	2年～6年

無形固定資産 ……定額法によっております。

（リース資産を除く） なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法を採用しております。

リース資産 ……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

② 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 ……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 ……従業員の賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度において負担すべき額を計上しております。

③ 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については「収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、合理的に見積もった効果発現期間（10年）による均等償却を行っております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

無形固定資産	124,026千円
減損損失	44,555千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

のれんを含む固定資産について、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として事業の種類等を基礎に資産のグルーピングを行い、減損の兆候の有無を判定しています。減損の兆候がある資産グループのうち、減損損失の認識が必要となった資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。

減損の兆候の判定において、経営者によって承認された将来の事業計画を用いており、当該事業計画は、事業の成長性、加盟店の拡大、販売商材を含む提供サービスの充実等に一定の仮定を置いています。また、連結損益計算書に計上した減損損失の詳細については、連結計算書類「連結注記表 5. 連結損益計算書に関する注記」に記載のとおりです。

これらの見積りにおいて用いた主要な仮定は合理的であると判断しておりますが、減損の兆候の判定に用いた事業計画には不確実性があり、翌連結会計年度以降において事業計画と損益実績に乖離が生じることにより上記のれんを含む固定資産について減損の兆候が識別された場合には、減損損失の計上により翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 29,481千円

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失の内訳は以下のとおりです。

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
本社（東京都千代田区）	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	22,800
梅田展示場（大阪市北区）	事業用資産	建物附属設備	17,169
横浜サテライト（横浜市都筑区）	事業用資産	建物附属設備	2,140
湘南サテライト（神奈川県鎌倉市）	事業用資産	建物附属設備	2,445
		合計	44,555

資産のグルーピングは、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として事業の種類等を基礎に行っております。また、遊休資産及び処分予定資産につきましては、個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、当社の営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる見込みであるため、当社の事業用資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額44,555千円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため零としております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	増加	減少	当連結会計年度期末の株式数
普通株式（株）	2,455,399	—	—	2,455,399

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	増加	減少	当連結会計年度期末の株式数
普通株式（株）	3,975	—	—	3,975

(3) 配当に関する事項

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、立替金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を適宜、把握する体制としております。

差入保証金は主に本社及び事務所を賃借する際に支出したものであり、預入先の信用リスクが存在します。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

営業債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

借入金は、必要な運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で10年後であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、固定金利によっております。

また、営業債務、借入金及びリース債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 差入保証金	78,998	25,971	△53,027
資産計	78,998	25,971	△53,027
(2) 長期借入金(※1)	250,000	250,000	—
(3) リース債務(※2)	90,280	90,280	—
負債計	340,280	340,280	—

(※1) 長期借入金は1年内返済予定2,383千円を含みます。

(※2) リース債務は1年内返済予定23,854千円を含みます。

(注1)「現金及び預金」「売掛金」「立替金」「未収入金」「買掛金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
長期借入金	2,383	35,158	35,760	35,760	35,760	105,179
リース債務	23,854	21,015	21,387	19,919	4,103	—
合計	26,237	56,173	57,147	55,679	39,863	105,179

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
差入保証金	—	25,971	—	25,971
資産計	—	25,971	—	25,971
長期借入金	—	250,000	—	250,000
リース債務	—	90,280	—	90,280
負債計	—	340,280	—	340,280

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

差入保証金

賃貸借契約終了により将来回収が見込まれる保証金から、将来発生が予想される原状回復見込額を控除したものについて、その将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、合理的な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日
加盟金売上	1,000
定額ロイヤリティ売上	106,110
契約ロイヤリティ売上	232,661
マーケティング売上	122,517
建築家フィー売上	41,060
その他売上	50,507
合 計	553,857

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 定額ロイヤリティ売上

主な履行義務は、加盟建設会社及びスタジオが利用する業務システムやPROTO BANKの商材の提供であります。加盟建設会社及びスタジオには契約期間に渡り継続して役務の提供を行うことで履行義務が充足されるため、当該一定の期間に渡り収益を認識しております。

② 契約ロイヤリティ売上

主な履行義務は加盟建設会社及びスタジオ、登録建築家に工物件等の仲介、紹介を行うことであります。加盟建設会社及びスタジオと建築主が工事請負契約を締結した時点や登録建築家等と当社が紹介した顧客との設計契約等が成立した時点で当社の履行義務が充足されることから当該時点で収益を認識しております。

③ マーケティング売上

主な履行義務はスタジオが開催する建築家展などの住宅イベントについてマーケティング戦略に即した適切な企画の提案や集客用のチラシ、WEB広告等の手配であります。チラシの出荷やWEB広告の配信時点で当社の履行義務が充足されることから当該時点で収益を認識しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 64円90銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 174円50銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	431,975	流動負債	223,471
現金及び預金	268,070	買掛金	8,418
売掛金	103,780	1年内返済予定の長期借入金	2,383
前払費用	13,442	未払金	153,051
従業員に対する短期貸付金	1,547	未払費用	27,870
立替金	16,279	未払法人税等	7,369
未収入金	47,010	契約負債	5,203
その他	20,818	預り金	17,888
貸倒引当金	△38,973	賞与引当金	1,286
固定資産	230,681	固定負債	247,617
無形固定資産	45,021	長期借入金	247,617
のれん	45,021	負債合計	471,088
投資その他の資産	185,660	(純資産の部)	
関係会社株式	70,000	株主資本	191,568
従業員に対する長期貸付金	3,105	資本金	740,753
長期前払費用	13,556	資本剰余金	988,604
差入保証金	78,998	資本準備金	739,554
破産更生債権等	25,783	その他資本剰余金	249,049
関係会社長期貸付金	20,000	利益剰余金	△1,537,514
貸倒引当金	△25,783	その他利益剰余金	△1,537,514
資産合計	662,657	繰越利益剰余金	△1,537,514
		自己株式	△274
		純資産合計	191,568
		負債純資産合計	662,657

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		538,390
売 上 原 価		76,627
売 上 総 利 益		461,763
販売費及び一般管理費		784,171
営 業 損 失		322,407
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	209	
そ の 他	691	901
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,999	2,999
経 常 損 失		324,506
特 別 損 失		
減 損 損 失	44,555	
原 状 回 復 費 用	26,485	71,040
税 引 前 当 期 純 損 失		395,547
法人税、住民税及び事業税	3,700	3,700
当 期 純 損 失		399,247

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純 資 産 計 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			株 主 資 本 計 合 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	自 己 株 式		
当期首残高	740,753	739,554	249,049	988,604	△1,138,266	△1,138,266	△274	590,816	590,816
当期変動額									
当期純損失					△399,247	△399,247		△399,247	△399,247
当期変動額合計	－	－	－	－	△399,247	△399,247	－	△399,247	△399,247
当期末残高	740,753	739,554	249,049	988,604	△1,537,514	△1,537,514	△274	191,568	191,568

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、2020年3月期から売上が著しく減少し、重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しております。当事業年度においても、売上は回復しておらず、継続して重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しております。

このような状況により、当社は、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

当社は、以下の施策によって当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策を実行することにより、収益力の向上及び財務体質の改善に努めてまいります。

(1) 収益構造の改善

① 建築家ネットワーク事業の収益力の向上

ネットワーク事業本部においては、従来の営業手法での加盟スタジオ数増加だけに依存するのではなく、外部の住宅関連会社との業務提携や、住宅建設以外での新たな建築工法を活用した建設を行う加盟スタジオの募集等により、スタジオ加盟数の増加並びに退会スタジオの抑制とネットワーク事業の活性化を図ってまいります。また、建築家展等のイベント開催について、これまでのスタジオ主催に加え、全国一斉リフォーム展など登録建築家を起用したイベント開催を計画、イベントだけではなくセミナーなども併用しアカデミー会員数の増加により、将来の設計契約、請負契約から得るロイヤリティの確保を図ってまいります。

プロデュース事業本部においては、これまでの富裕層を中心とした展開に加え、リモートワーク普及による在宅時間の長期化で郊外への戸建て住宅ニーズが高まっていることから、首都圏近郊におけるこれらの層を取込む拠点として地域密着によるサテライトを横浜、湘南エリアで展開し、その地域で移住やセカンドハウスを計画し土地を探している顧客の開拓を地元不動産会社と連携し、一層の営業展開を図ってまいります。イベント企画は従来の建築家展からリゾートライフのすすめ、建築家の自邸から学ぶ家づくりなどテーマやコンセプトを絞った内容と同時開催のセミナーにより需要の取込みに注力いたします。Webでは顧客に建築実例など前面にアピールすることで会員獲得を図ってまいります。

一方、新しい収益源としてのPROTO BANK事業は従来のプランニングコースに比べ、竣工後の完成図面を活用することで、顧客との設計・請負契約締結までの期間短縮化によるロイヤリティ収益早期計上を目指し展開しておりますが、マーケットへの浸透に時間がかかっており、販売力のある住宅販売会社や住宅設備機器、住宅資材等を取り扱う住宅関連会社との業務提携などを行うことで、当社以外のルートでの展開並びに商材提供サービスの提案によりPROTO BANKビジネスの拡大を図ってまいります。

② 新規市場の開拓

A S J 建築家ネットワーク事業で培ってきたマーケティングのノウハウを、環境負荷の軽減に資する有機物高度利用システム装置の導入提案を通じて環境などの新規市場へ本格的な展開を図ってまいります。

(2) 販売費及び一般管理費の削減

組織体制変更による営業人員の再配置並びにWebを活用した効率的な営業活動等により、販売促進費や旅費交通費等の営業関係諸経費の削減を図ります。また、展示場について撤退・移転等を検討していましたが、ASJ YOKOHAMA CELLは撤退を完了し、地元密着型の小規模なサテライトセルに施設を移転、またASJ UMEDA CELLについても縮小工事を完了、再オープンし、集客は減らさず経費削減を図ってまいります。その他一般管理費全般について管理可能経費の削減を通して固定費の削減に努めてまいります。

(3) 財務体質の改善

当社は、財務体質の改善と安定的な財務基盤の確立を図るため、当社事業にシナジー等を有する企業との資本・業務提携を模索しており、前事業年度において株式会社きらぼし銀行から50,000千円の資金借入を行い、また、Apaman Network株式会社を割当先とする第三者割当増資により499,999千円の資金調達を行いました。これらにより資金の手元流動性の確保と財務体質の改善を図りました。今後においても、引き続き当社グループ事業にシナジーや関心を有する企業との資本・業務提携を模索し、その実現を図るべく努めてまいります。

今後も上記施策を推進し、収益力の向上と財務体質の改善に取り組みますが、これらの対応策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社の計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及びその附属明細書に反映していません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

関係会社株式 ……移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 ……定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 10年～18年

建 物 附 属 設 備 5年～18年

工具、器具及び備品 2年～6年

無形固定資産 ……定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 ……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 ……従業員の賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度において負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、合理的に見積もった効果発現期間（10年）による均等償却を行っております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

のれん及び関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

のれん	45,021千円
関係会社株式	70,000千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

市場価格のない関係会社株式の減損処理の要否は、取得価額と実質価額を比較することにより判定されており、実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理を行っております。実質価額の算定にあたっては、事業計画に基づくのれんに表される超過収益力を加味しており、当該見積りの内容に関する情報については、連結計算書類「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記」に記載のとおりです。

これらの見積りにおいて用いた主要な仮定は合理的であると判断しておりますが、のれんの評価に用いた事業計画には不確実性があり、翌事業年度以降において事業計画と損益実績に乖離が生じることによりのれん及び関係会社株式の評価が見直される場合には、のれんの減損損失及び関係会社株式評価損の計上により翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 29,481千円

(2) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

関係会社に対する短期金銭債務 2,891千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

売上高	400千円
営業外収益	133千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式(株)	3,975	—	—	3,975

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	556,000千円
未払事業税	1,123千円
貸倒引当金	19,831千円
賞与引当金	488千円
減価償却超過額	62,209千円
差入保証金	5,799千円
貸倒損失	3,145千円
投資有価証券評価損	3,154千円
その他	306千円
繰延税金資産小計	652,059千円
評価性引当額	<u>△652,059千円</u>
繰延税金資産合計	<u>－千円</u>

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金(千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合%	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	CONSTRUCTION NETWORK 株式会社	東京都 千代田区	10,000	建設会社・ 不動産店に 対する情報 提供サービ ス	(所有) 直接 100	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付(注1)	20,000	関係会社 貸付金	20,000
							利息の受取	133	—	—
関連会社	アリン インターナショナル 株式会社	東京都 中央区	100,000	有機物 処理装置の 設計、製作、販売等	(所有) 直接 10.0 [13.0]	有機物 処理装置の 特約販売店	回収代金の 一時預かり	—	未払金	55,000

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 「議決権等の所有（被所有）割合」欄の [] 内は、緊密な者による所有割合で外数であります。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合%	関連当事者 との関係	取引内容(注)	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	丸山 雄平	—	—	当社 代表取締役社長	(被所有) 直接 15.2 間接 3.2	債務被保証	銀行借入に対する 債務被保証	250,000	—	—

(注) 当社は、銀行借入に対して、当社代表取締役社長 丸山雄平より債務保証を受けております。

取引金額には、被保証債務の当事業年度末残高を記載しております。なお、この債務保証に関する保証料の支払はありません。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	78円15銭
(2) 1株当たり当期純損失	162円86銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

桜橋監査法人
大阪府大阪市

指 定 社 員 公認会計士 宮 崎 博
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 大 西 祐 子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度においても、継続して重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスであることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

桜橋監査法人
大阪府大阪市

指 定 社 員 公認会計士 宮 崎 博
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 大 西 祐 子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2020年3月期からの売上高の著しい減少、並びに当事業年度においても、継続して重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社 監査役会

常勤社外監査役 和 泉 利 治 ㊟

社 外 監 査 役 山 下 和 広 ㊟

社 外 監 査 役 志 村 誠 一 郎 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

株主総会参考書類等の電子提供制度導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に対応するため、次のとおり現行定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、法令に基づき、みなし定款変更がなされたことにより、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定する旨の規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

役付取締役の追加

経営環境の変化に迅速に対応した経営体制構築を図るため、役付取締役として、新たに取締役会長1名を定めることができる旨を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、又必要に応じ、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、又必要に応じ、<u>取締役会長1名</u>、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また、取締役山並憲司氏はこれを機に退任いたします。

つきましては、経営陣の強化を図るため、新任取締役1名を含む取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1 再任	まるやま ゆうへい 丸山 雄平 (1956年8月15日生)	1981年4月 三谷商事株式会社 入社 1996年10月 株式会社夢建人 設立 代表取締役 2004年4月 旧アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社(2008年1月にイーケンセツ・ドットコム株式会社に商号変更) 取締役 2007年9月 同社 代表取締役 2007年11月 当社 代表取締役社長（現任） 2021年12月 TEMPO NETWORK株式会社 代表取締役（現任） 2023年2月 アリンインターナショナル株式会社 取締役（現任） 2023年4月 CONSTRUCTION NETWORK株式会社 代表取締役（現任） (重要な兼職の状況) TEMPO NETWORK株式会社 代表取締役 CONSTRUCTION NETWORK株式会社 代表取締役 アリンインターナショナル株式会社 取締役	373,600株
2 新任	あんした しんいちろう 庵下 伸一郎 (1968年5月1日生)	1986年4月 有限会社オザキ・エンタープライズ (現：株式会社オザキ・エンタープライズ) 入社 1988年4月 株式会社日本リース 入社 1990年6月 株式会社セガ・エンタープライゼス (現：株式会社セガ) 入社 2009年12月 株式会社ネクストステージ 取締役 2022年9月 当社 入社 2022年10月 当社 執行役員 事業開発本部長（現任）	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3 再任	やまぐち ゆうじ 山口 裕司 (1959年3月1日生)	1982年4月 大和工商リース株式会社（現：大和リース株式会社）入社 1991年7月 株式会社ダイナウェア 入社 2004年4月 旧アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社(2008年1月にイーケンセツ・ドットコム株式会社に商号変更)管理部長 2007年11月 当社 入社 管理部長 2012年4月 当社 執行役員 管理本部 管理部長 2015年6月 当社 執行役員 管理本部長兼管理部長 2019年6月 当社 取締役 管理本部長兼管理部長（現任）	2,100株
4 再任	いしづか りょうへい 石塚 亮平 (1980年7月19日生)	2004年12月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入所 2017年5月 石塚亮平公認会計士事務所（現：麻布総合会計事務所）設立 代表（現任） 2018年10月 株式会社トラステッドパートナーズ（現：麻布総合コンサルティング株式会社）設立 代表取締役（現任） 2019年6月 当社 社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 麻布総合会計事務所 代表 麻布総合コンサルティング株式会社 代表取締役	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
5 再任	あらしろ まさあき 新城 正明 (1960年9月24日生)	2016年10月 株式会社アメニティーハウス 代表取締役 (現任) 2016年10月 株式会社ASエナジー (現 Apaman Energy 株式会社) 代表取締役 (現任) 2017年4月 Sharing Economy株式会社 (現 wepark株 式会社) 代表取締役 (現任) 2018年9月 株式会社アパマンショップサブリース 代 表取締役 (現任) 2020年4月 スミタス資産運用株式会社 (現 スミタス パートナー株式会社) 代表取締役 2021年5月 株式会社ジェイケイホーム 代表取締役 (現任) 2021年7月 株式会社エリアプランニング 代表取締役 (現任) 2021年7月 TEMPO NETWORK株式会社 (2021年10月 当 社と吸収合併により解散) 代表取締役 2021年9月 東京ビッグハウスコミュニティ株式会社 代表取締役 (現任) 2022年6月 当社 社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) wepark株式会社 代表取締役 Apaman Energy株式会社 代表取締役 株式会社アメニティーハウス 代表取締役 株式会社アパマンショップサブリース 代表取締役 株式会社ジェイケイホーム 代表取締役 株式会社エリアプランニング 代表取締役 東京ビッグハウスコミュニティ株式会社 代表取締役	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
6 再任	くろき ひろゆき 黒木 博之 (1977年12月7日生)	2006年4月 株式会社ケイアイホールディングス 代表取締役(現任) 2017年6月 株式会社ケイアイリンク 取締役(現任) 2018年6月 株式会社賃貸管理ビジネスネットワーク 取締役(現任) 2019年4月 Seltech株式会社 取締役(現任) 2021年6月 株式会社全管協サービス 取締役(現任) 2022年6月 当社 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ケイアイホールディングス 代表取締役 株式会社ケイアイリンク 取締役 株式会社賃貸管理ビジネスネットワーク 取締役 Seltech株式会社 取締役 株式会社全管協サービス 取締役	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 石塚亮平氏、新城正明氏及び黒木博之氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、石塚亮平氏、新城正明氏及び黒木博之氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として責任を負担する旨の契約を締結しております。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約に基づき被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約の概要等は事業報告14頁をご参照ください。
5. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割
- 石塚亮平氏は、現在当社の社外取締役であり、就任してからの年数は本総会終結の時をもって4年となります。同氏は、公認会計士・税理士としての専門的知見と豊富な経験をもとに、経営の監督とチェック機能の観点から、今後も引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- 新城正明氏は、現在当社の社外取締役であり、就任してからの年数は本総会終結の時をもって1年となります。同氏は、企業経営における豊富な経験をもとに、経営の監督とチェック機能の観点から、今後も引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- 黒木博之氏は、現在当社の社外取締役であり、就任してからの年数は本総会終結の時をもって1年となります。同氏は、企業経営における豊富な経験をもとに、経営の監督とチェック機能の観点から、今後も引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
6. 当社は、石塚亮平氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏が取締役を選任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
7. 新城正明氏は、当社が2021年10月1日付でTEMPO NETWORK株式会社を吸収合併実施時において、同社の代表取締役でありましたが、当社の社外取締役又は監査役ではありませんでした。

以 上

株主メモ

事業年度	4月1日～3月31日
定時株主総会	毎年6月
基準日	定時株主総会：3月31日 期末配当：3月31日 中間配当：9月30日
上場	東京証券取引所 グロース市場 (証券コード 6085)
単元株式数	100株
公告方法	電子公告により行います。 (https://corporate.asj-net.com/) ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。
株主名簿管理人 特別口座の 口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 フリーダイヤル 0120-094-777 (通話料無料)

【ご注意】

1. 株主さまの住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっておりますので、口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行本支店においてもお取り扱いいたします。

株主総会会場ご案内図

場 所：東京都千代田区丸の内一丁目1番3号

日本生命丸の内ガーデンタワー3階 AP東京丸の内



〔交通機関〕 JR線「東京駅」丸の内北口より徒歩6分

都営三田線「大手町駅」D6出口直結

〔お願い〕 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。